

佐賀県告示第百八十号

住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱（平成十三年佐賀県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「リフォーム（）」を「耐震化のための性能向上リフォーム（住宅の耐震化のための）」に改める。

第二条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。

第三条第一項中「リフォーム」を「耐震化のための性能向上リフォーム」に改め、同条に次の一項を加える。

3 補助金交付対象者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- 一 暴力団員
  - 二 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - 三 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 第四条第二項中「住宅のうちリフォーム」を「耐震化のための性能向上リフォーム

オーム」に、「に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に」を「のいずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 建築確認日が、昭和五十六年五月三十一日（建築確認日が確認できない場合にあつては、新築年月日（表題登記における登記原因（新築に限る。）の日付とする。）が、昭和五十八年三月三十一日）以前の住宅であること。
- 二 財団法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）による診断を行った住宅で、当該診断の判定が耐震化のための性能向上リフォーム前が一・〇未満であり、かつ、耐震化のための性能向上リフォーム後が一・〇以上であるものであること。
- 三 建築士が工事監理を行った住宅であること。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。